

第36回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水) 午前9時30分から午前10時35分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第2会議室

3. 出席委員(9名)

会 長	古賀 正廣
2番委員	中島 元彦
3番委員	大佐古 初江
4番委員	馬場 幸男
5番委員	内野 和幸
6番委員	鳥越 孝広
7番委員	石橋 祐一
8番委員	池端 祥久
9番委員	藤原 優子

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について
議案第4号 農業委員会の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の決定について
議案第5号 非農地判断について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について
報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	堺 三千也
主 査	野田 稔雄
職 員	前田 由紀子
職 員	塚本 雄二

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第36回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員、9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局主査を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 はい。

議長 では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可分）

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、8件の申請がございます。なお、2番、7番については6番委員についての案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与できないため、退席をお願いします。それでは、2番、7番を除く説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。（資料の読み上げ）
いずれも3条調査書の各項目に該当せず、基準を満たしております。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 続きます地区担当委員のご意見を伺いたと思います。
1番の担当委員は3番委員ですのでお願いいたします。

3番委員 現地も確認しましたが、問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次の3番から5番までは9番委員ですのでお願いいたします。

9番委員 3番と4番の〇〇さんは、認定農業者でもあり問題ありません。
5番の〇〇さんも同様に認定農業者で、耕作面積も広く問題ありません。

議長 6番について3番委員お願い致します。

6番委員 この辺りは詳しくないので地元の推進委員に確認しましたが、問題ないとの返事を頂いております。

議長 8番を2番委員お願いします。

2番委員 ○○さんの息子さんが後継者で頑張っており、問題ありません。

議長 ありがとうございます。

担当委員の意見を終わり審議に入ります。ご質問等があれば事前に事務局までご連絡をお願いしたところでしたが、ご意見は届いていないようですが、ご意見はなしということですのでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、質問が無いようですので審議を終わり採決に入ります。

まず、1番案件を許可される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で許可することに決定します。

議長 3番案件を許可される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で許可することに決定します。

議長 4番案件を許可される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で許可することに決定します。

議長 5番案件を許可される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で許可することに決定します。

議長 6番案件を許可される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で許可することに決定します。

議長 8番案件を許可される方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で許可することに決定します。

議長 次に、2番、7番については6番委員についての案件に入りますので、退席をお願いします。

— 6番委員の退室 —

議長 それでは、2番、7番の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
いずれも許可基準を満たしております。審議の程よろしく願いいたします。

議長 それでは、担当地区委員の意見を伺いたいと思います。5番委員お願い致します。

5番委員 問題ありません。

議長 担当委員の意見を終わり、審議に入ります。
ご質問ご意見はございませんか。
なしという事でよろしいですか。

各委員 はい。

議長 それでは、2番案件を許可される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で許可することに決定します。

議長 3番案件を許可される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で許可することに決定します。

議長 6番委員の入室をお願いします。

— 6番委員入室 —

議長 2番、7番案件は許可に決定しました。
それでは、次に

議案第2号 経営基盤強化法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、26件の申請がございます。
なお、18番案件は5番委員の子供さんに関するもので、24番は7番委員に関する案件でございますので、それぞれ審議の際には退席をお願いいたします。
それでは、18番と24番を除く説明を事務局お願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
利用権設定等の各要件を満たしております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事前にご質問は事務局に届いていないようですが、何かございませんか。

議長 無いようですので私から〇〇さんは認定農業者でしたか。

事務局 はい。

議長 どのくらいになりますか。

事務局 確か4年程だったと思います。

議長 〇〇さん離農の関係ですが、どのくらい残っていましたか。それとこれで全部ですか。

事務局 約1.5ヘクタールほどに減らされておりました。〇〇さん名義の農地が残っております。

議長 離農給付金制度があったと思いますので、そちらとの調整をお願いします。他にございませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。
18番と24番を除く一括採決としてよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、18番と24番を除き、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で18番と24番を除く案件は全て許可することに決定します。

議長 続いて、18番案件に入りますので、農業委員会等に関する法律第31条により議事参与できないため、5番委員は退席をお願いします。

— 5番委員退室 —

議長 それでは、18番の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。(読み上げ説明)
いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。
ご審議をお願いいたします。

議長 何かご質問はありませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、審議を終わり採決に入ります。
18番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定します。それでは、5番委員の入室をお願いします。

－ 5番委員着席－

議長 18番案件は許可に決定しました。
続きまして、24番案件に入りますので、7番委員は退席をお願いします。

－ 7番委員退室－

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
いずれも利用権設定等の各要件を満たしております。
ご審議をお願いいたします。

議長 何かご質問はありませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、審議を終わり採決に入ります。
24番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で許可することに決定します。それでは、7番委員の入室をお願いします。

－ 7番委員着席－

議長 7番案件は許可に決定しました。

議長 続いて

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 議案第3号については、1件の報告がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料の読み上げ)
法人としての状況を伺っておりますので報告します。
念願であった後継者問題では、秋に雇用者1名を実現でき非常に良かったとのことでした。さらに法人雇用をもう1人確保したいとのご希望です。
ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりましたが、皆さんからご質問はございませんでしょうか。
(質疑なし)
無いようですので質疑を終わり採決に入ります。
議案3号について要件を満たしていることに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で要件を満たしていることに決定します。

議長 次に

議案第4号 農業委員会の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の決定について

議長 議案第4号 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
4月から5月にかけての1か月の意見募集を行いました。農業者からの意見提出はございませんでした。
今回資料では、事前にご説明した内容から現年度の点検・評価の8ページになりますが、要望意見欄に市長への意見書提出を行いましたのでそのことを追加させて頂いております。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、こちらについても事前に質問は届いていないようですが、ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
それでは、案どおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)

(議長) ありがとうございます。
全員賛成で4号議案は決定と致します。

議長 続いて、

議案第4号 非農地判断について

議長 議案第4号 について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、質疑ある方は挙手をお願いします。

8番委員 資料は地域毎のとりまとめとなっていますが、個別の一覧のものがあるのでしょうか。

事務局 はい。ございます。本日決定後に、各所有者へ土地の地番、面積等を記載した「非農地決定通知書」を送付いたします。そして、農地台帳は山林扱いとしますが、法務局の登記地目変更は所有者が申請しなければ変わりませんので、この決定通知書が当委員会では農地でないとした証明として扱われるものです。

8番委員 分かりました。

議長 他にございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
案どおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で4号議案は決定と致します。

議長 それでは次に移ります。
続いて、報告に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告第1号を終わります。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告第2号を終わります。

報告第3号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告第3号を終わります。

報告第4号 非農地証明について

議長 事務局説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告第4号を終わります。

以上をもちまして、第36回農業委員会総会を終了いたします。

— 閉会 —

以上